

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(九三・総務課)……………	1
秋田県総合開発審議会規則を廃止する規則(九四・総合政策課)……………	1
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(九五・長寿社会課)……………	1
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則(九六・長寿社会課)……………	1
秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則(九七・長寿社会課)……………	2
秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(九八・雇用対策室)……………	3

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十三号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表秋田県総合開発審議会の項を削り、同表秋田県政策評価委員会の項の次に次のように加える。

秋田県総合政策審議会	秋田県総合政策審議会条例(平成十七年秋田県条例第九十一号)第一条第一項の規定による県の政策の総合的かつ計画的な推進及び地	総務企画部	総合政策課
------------	--	-------	-------

方分権の推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務

第十四条に次の一項を加える。

3 秋田県総合開発審議会は、第一項に規定する事務のほか、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第一項の規定により置かれる合議制の機関として、同項の規定による同法第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び同法第六十条第二項の規定による自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項の調査審議に関する事務を担任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県総合開発審議会規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十四号

秋田県総合開発審議会規則を廃止する規則

秋田県総合開発審議会規則(昭和二十七年秋田県規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成五年秋田県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中、「認知症対応型老人共同生活介護事業」を「認知症対応型老人共同生活介護事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十六号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成十一年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「新和谷町陸井田中並」を「陸井田中並」に改める。

様式第九号中「せしんせきせき」を「せしんせきせき」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十七号

秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年秋田県条例第九十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整対象収入額)

第二条 条例第二条第二項に規定する調整対象収入額として規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号。以下「省令」という。))

第五条第一項第一号ロに規定する国民健康保険税の賦課期日をいう。以下同

じ。)における県内の一般被保険者(省令第四条第一項第一号イに規定する一般被保険者をいう。以下同じ。)一人当たりの国民健康保険税の所得割額及び資産

割額の合計額に当該市町村の平均一般被保険者数(省令第五条第一項第一号イに規定する平均一般被保険者数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額に、

当該市町村の一般被保険者に係る医療費及び所得の水準を勘案して知事が別に定める率を乗じて得た額

二 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日における県内の一般被保険者一人当

たりの国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額に、当該市町村の一般被保険者に係る医療費の水準を勘案して知事が別に定める率を乗じて得た額

三 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日における県内の介護納付金賦課被保険者(省令第五条第一項第二号イに規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)一人当たりの国民健康保険税の所得割額及び資産割額の合計額に当該市町村の平均介護納付金賦課被保険者数(同号イに規定する平均介護納付金賦課被保険者数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額に、当該市町村の介護納付金賦課被保険者に係る所得の水準を勘案して知事が別に定める率を乗じて得た額

四 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日における県内の介護納付金賦課被保険者一人当たりの国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に当該市町村の平均介護納付金賦課被保険者数(同号イに規定する平均介護納付金賦課被保険者数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額

(調整対象需要額)

第三条 条例第二条第二項に規定する調整対象需要額として規則で定める額は、省令

第四条第一項第一号イに掲げる額から県内の一般被保険者に係る医療費の水準を勘

案して知事が別に定める額を控除した額、同項第二号に規定する老人保健医療費拠

出金額並びに同項第三号及び第四号イに掲げる額の合計額とする。

(調整交付金の交付の申請)

第四条 市町村長は、調整交付金の交付を受けようとするときは、毎年度五月末日ま

で、知事が別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(調整交付金の交付の決定)

第五条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容

その他必要な事項を審査し、調整交付金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を当該交付の申請をした市町村長に

し通知するものとする。

(調整交付金の額の変更)

第六条 前条第一項の決定を受けた市町村長は、当該決定に係る調整交付金の額の算

定の基礎となる事項に変更が生じたときは、毎年度二月末日までに、知事が別に定

める様式による変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容その他必要な事項を審査し、前条第一項の決定の内容を変更するものとする。同条第二

項の規定は、この場合について準用する。

(調整交付金の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第七条 調整交付金は、毎年度、次の各号に掲げる時期に、当該各号に定める額を交

付する。

一 六月、九月及び十二月 第五条第一項の決定に係る普通調整交付金の額の四分の一に相当する額と当該決定に係る特別調整交付金の額の四分の一に相当する額との合計額

二 三月 当該市町村に係る当該年度分の調整交付金の額から前号の規定により既に交付した調整交付金の額を控除した額

(端数処理)

第八条 調整対象収入額若しくは調整対象需要額、普通調整交付金若しくは特別調整交付金の額又はそれぞれの交付の時期ごとに交付すべき普通調整交付金若しくは特別調整交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、調整交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

(条例附則第二項の規定による普通調整交付金の額)

2 平成十七年度から平成十九年度までの各年度において条例附則第二項の規定により同項に規定する市町村に対し交付する普通調整交付金の額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成十七年度 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十七年政令第百四十三号。以下「改正令」という。) 附則第三条第一項に規定する額の三十六分の四に相当する額

二 平成十八年度 改正令附則第四条第一項に規定する額の三十四分の六に相当する額

三 平成十九年度 改正令附則第五条第一項に規定する額の三十四分の六に相当する額

(条例附則第三項の規則で定める額)

3 条例附則第三項の規則で定める額は、平成十七年度においては前項第一号に定める額とし、平成十八年度においては同項第二号に定める額とし、平成十九年度においては同項第三号に定める額とする。

(経過措置)

4 平成十七年度分の調整交付金の交付の申請の期限については、第四条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

5 平成十七年度分の調整交付金の交付の時期及び当該時期ごとに交付する額についての第七条の規定の適用については、同条第一号中「六月、九月及び十二月」とあるのは、「十二月」と、「四分の一」とあるのは、「四分の三」とする。

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十八号

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

秋田県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは第五項又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成十三年厚生労働省令第百二十九号)による改正前の雇用対策法施行規則第二十一条第二十二号」を「又は第五項」に改め、「(以下「求職者」という。)(以下「漁業離職者」という。)(同令附則第八条又は第九条の規定により石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けた者(以下「石炭鉱業離職者」という。))及び(以下「受給資格者等」という。)(を削る。

第二条中「求職者、漁業離職者、石炭鉱業離職者及び受給資格者等」を「前条に規定する者」に改める。

第十四条第一項第三号中「、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)第十三条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成十三年厚生労働省令第百二十九号)第一条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則(昭和五十八年労働省令第二十号)第十一条の規定に基づく手帳」を削り、「、第四条第一項、第八条若しくは第九条」を「若しくは第四条第一項」に、「、雇用対策法施行規則」を「、同令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄